

令和2年6月4日

第99回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市特別定額給付金事業の
システム化について

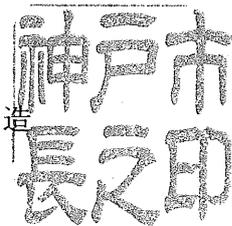
(福祉局)

神行住第469号

令和2年6月1日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局住民課

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

申請者番号

ファイル作成日(異動日)

区コード

住記個人番号

世帯番号

住民区分

氏名(漢字・アルファベット・カナ)

通称

送付コード

生年月日

性別

続柄コード

郵便番号

住所

方書

転出予定先郵便番号

転出予定先住所

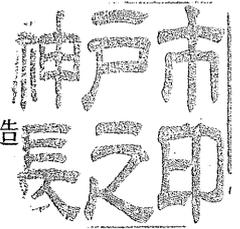
利用者用証明書シリアル番号



神福保第 694 号
令和 2 年 6 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局保護課

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【貧困等の理由による避難者情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

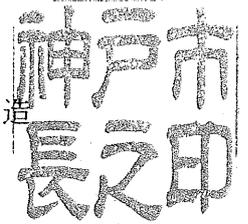


神こ家第 1298 号

令和 2 年 6 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課
こども家庭局こども家庭センター

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

【DV事由の児童手当受給者に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

【児童福祉施設等措置台帳情報】

子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

性別

生年月日

住所

決定年月日

措置開始年月日

措置解除等年月日

入所施設の種類（児童養護施設、重症心身障害児施設等）

入所施設名

措置理由

【障害児施設台帳情報】

子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

性別

生年月日

住所

決定年月日

措置開始年月日

措置解除等年月日

入所施設の種類（児童養護施設、重症心身障害児施設等）

入所施設名

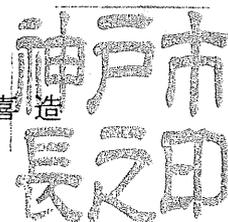
措置理由

神福障第 1832 号

令和 2 年 6 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局障害者支援課

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

神福高第511号
令和2年6月1日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局高齢福祉課

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

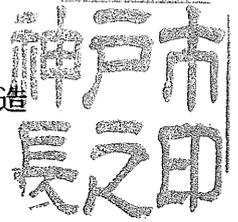
福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

神福政第 329 号-2

令和 2 年 6 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局政策課

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【DV被害の避難者に関する情報】

【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

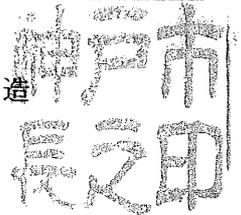
居所住所

神福政第329号

令和2年6月2日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：福祉局政策課

特別定額給付金事務のシステム化について
(条例第11条「電算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

申請者番号
ファイル作成日(異動日)
区コード
住記個人番号
世帯番号
住民区分
氏名(漢字・アルファベット・カナ)
通称
送付コード
生年月日
性別
続柄コード
郵便番号
住所
方書
転出予定先郵便番号
転出予定先住所
利用者用証明書シリアル番号

【オンライン申請情報】

利用者用証明書シリアル番号
署名用証明書4情報
受付番号
申請日時
口座確認用画像
電話番号
メールアドレス
氏名(漢字・カナ)
生年月日
郵便番号

住所
申請金額
口座情報

【貧困による避難者情報】

【配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報】

【DV事由の児童手当受給者に関する情報】

【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

【障害児施設台帳情報】

【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

【申請書記載情報】

氏名

続柄

生年月日

住所

電話番号

口座情報

支払方法

給付希望・辞退

代理人情報

【進捗管理情報】

進捗管理フラグ

進捗管理日付

保留フラグ

特例フラグ

神戸市特別定額給付金事務のシステム化について

1 業務の内容

(1) 特別定額給付金の概要

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、対象者1人あたり10万円を給付する、特別定額給付金事業が実施されることとなった。

給付対象者は基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者、受給権者は世帯主を原則とする。

実施主体は市区町村であるが、事業の実施に必要な経費を対象として、国から補助金（10/10）が交付される。

(2) システムの概要（システム化する事務）

(i) 概要

特別定額給付金対象者の基準日時点の対象者リストを作成の上、受給権者に対し申請書を送付する。これら一連の処理を正確・迅速に実施するため、給付事務のシステム化を行う。

なお、原則として、令和2年4月27日現在、市内への住民登録者を対象としているが、実際の居住地に住民登録を移していないDV被害者等については、他自治体と連携しながら、重複交付を防止する。

(ii) システム管理が必要なデータ

- ①基準日時点の住民基本台帳データ及び、以後の対象者資格に影響を及ぼす住民基本台帳差分データ。
- ②DV被害者等給付調整が必要な者のデータ。市内部の担当部署から情報提供を受ける他、他自治体から調整依頼のあった内容も反映させる。また、市内部の担当部署からの情報を元に、他自治体に調整を依頼する。
- ③オンライン申請のデータ。個人特定のための公的個人認証・利用者証明用シリアル値を元に、住民基本台帳データと紐付けて管理する。申請内容には振込先口座情報が含まれる。
- ④紙の申請書で申請を行った者の振込先口座情報。

(iii) 現在の処理状況

最終的にはこれらを統一的に管理できる^A「特別定額給付金事業進捗管理システム」を構築するため、第11条第1項の諮問を行う。

ただし、当該システムの構築に時間がかかること、特に②については他自治体との調整期間が設けられていたことから、給付の迅速化を目的に、全庁ファイルサーバ内に保管し、PC統合管理システム搭載の事務処理用ソフトウェアでの管理を行うこと

とした。

① DV 等管理システム

②のデータを管理。第 11 条第 1 項諮問については類型承認を得ている。

② 特別定額給付金事業当初申請書作成システム

①②のデータを元に申請者情報を作成。第 11 条第 1 項諮問については類型承認を得ている。

③ オンライン申請システム

③のデータに①のデータを結合して資格確認を行い、一部振込業務を開始している。第 11 条第 1 項諮問については類型承認を得ている。

(3) システム導入の効果

事務処理のシステム化を行うことにより、膨大な数の資格対象者状況のデータを管理し、正確かつ迅速に処理することが可能になる。

(4) 実施計画（進行状況）

令和 2 年 4 月 DV 等データ収集開始（全庁ファイルサーバでの情報整理）
令和 2 年 5 月 オンライン申請受付開始（全庁ファイルサーバでの情報整理）
申請書送付用データ生成（全庁ファイルサーバでの情報整理）
印刷事業者へデータ渡し、申請書発送
オンライン申請分振込開始
令和 2 年 6 月 特別定額給付金事業進捗管理システム稼働予定
紙申請書による申請への振込本格化

(5) 処理件数

受給権者数(世帯数) 約 76 万件

2 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 対象者特定に必要なデータ抽出や端末機の操作にあたっては、個人 ID による認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、事務室内設置の施錠

管理されたサーバで一括管理する。

- ウ 端末機とサーバはLAN回線により接続し、外部ネットワークには接続しない。
- エ 媒体によるデータ連携を行うため、ウイルスチェックソフトでの検査を事前に行うことで、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ア 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- イ 事務室内設置のサーバの鍵の貸出は、関係職員及び委託先システム担当者のみ
に限定し、貸出状況を記録する。
- ウ 電子データを記録した電子記録媒体には暗証番号を設定した上で、提供及び受
領に当たっては、受払簿により経緯を記録し、確認できるようにする。
- エ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速や
かに消去し、電子記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法で、記録の内
容を復元できない状態にして破棄する。また、保存年限を経過した帳票は、シ
ュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指
導を行う。

(3) 外部委託にかかる情報の保護

本事業において、申請書の印刷、審査、及びコールセンターによる市民からの問
い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリ
ティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデ
ータの漏えい防止措置を施すなど、厳格に管理する。

特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願う）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内